

豊中市伊丹市クリーンランド  
ごみ処理施設整備事業  
に係る環境影響評価

事後調査報告書

〔概要版〕

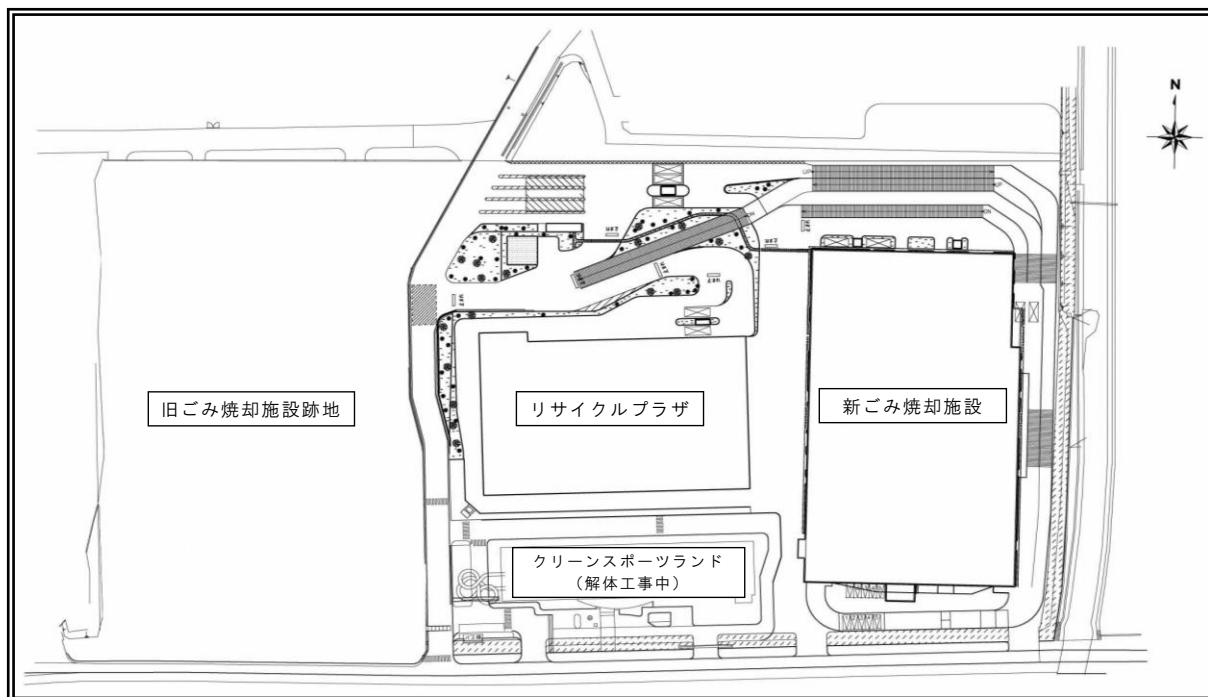
平成29年（2017年）11月

豊中市伊丹市クリーンランド

## 目 次

1. 事業者の氏名及び住所 .....	1
2. 対象事業の名称、目的及び内容 .....	1
3. 事後調査の内容 .....	4
4. 事後調査結果 .....	5
4.1 大気質.....	7
4.2 環境騒音・振動 .....	7
4.3 道路交通騒音・振動・交通量 .....	8
4.4 悪臭.....	8
4.5 景観.....	9
4.6 衛生害虫 .....	10
5. 考察・まとめ .....	10
6. 委託者の氏名及び住所 .....	10

### 施設配置図



## 2. 事業者の氏名及び住所

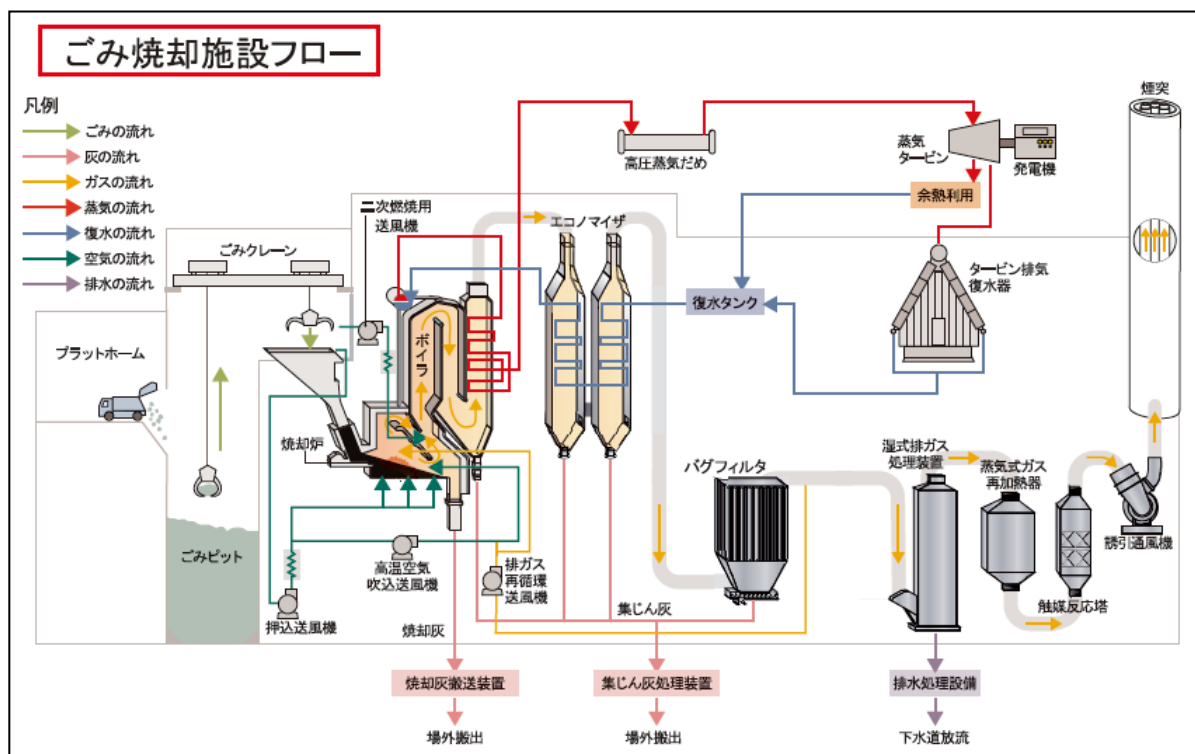
名称 : 豊中市伊丹市クリーンランド  
 代表者 : 豊中市伊丹市クリーンランド  
 管理者 豊中市長 浅利 敬一郎  
 所在地 : 豊中市原田西町2番1号

## 3. 対象事業の名称、目的及び内容

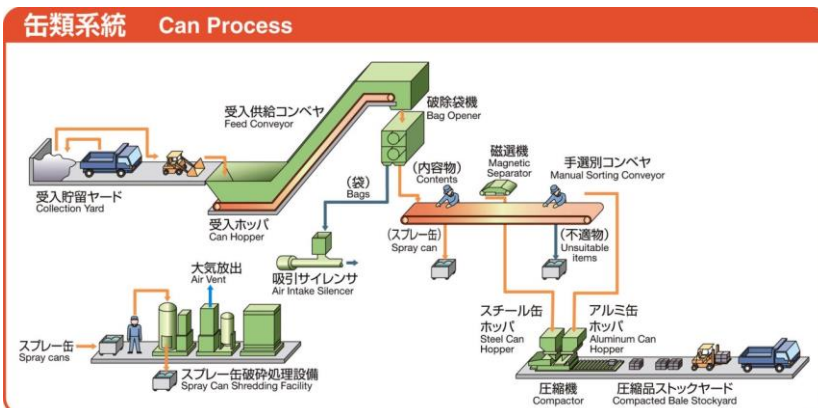
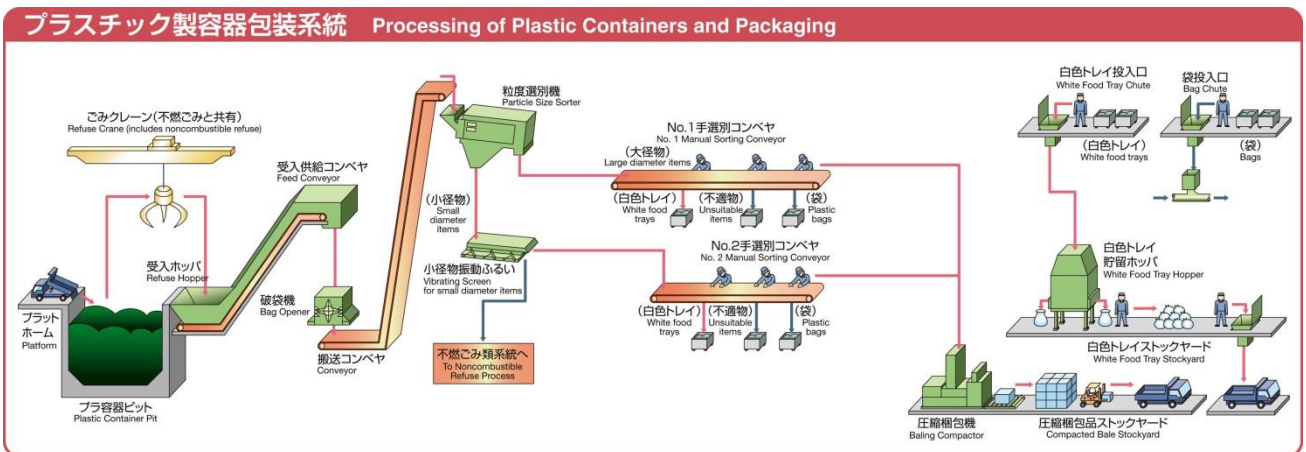
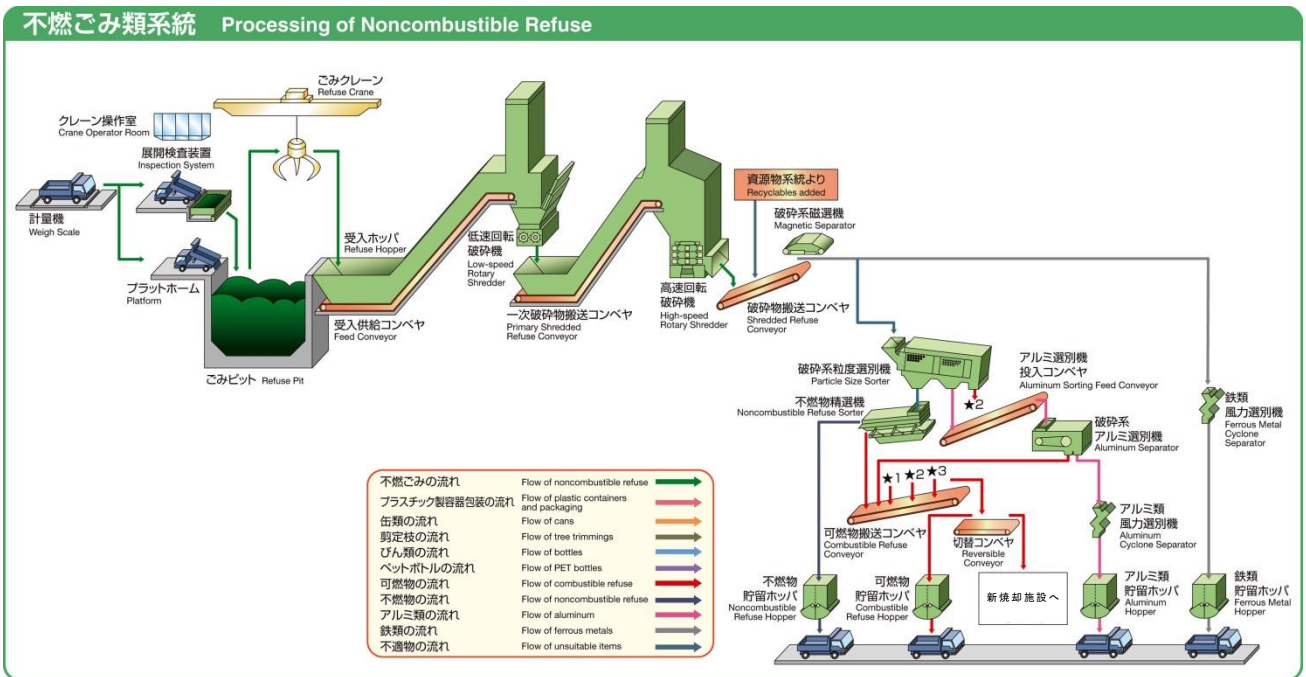
名称 : 豊中市伊丹市クリーンランドごみ処理施設整備事業  
 目的 : 従前の粗大ごみ処理施設とストックヤードを一体的に更新し、より資源化率の向上を図るとともに、3R 推進啓発機能を有する施設整備を目指してごみ処理施設整備事業の第1期として、平成24年度からリサイクルプラザが稼働している。また、旧ごみ焼却施設は、昭和50年度に竣工して以降、長期間にわたる供用により老朽化が著しく、また、ごみ処理技術の進展により昭和40年代に設計された施設機能が著しく陳腐化してきた。そのため、より高度な処理機能を有し環境負荷の低減に寄与する最新の焼却施設へ更新することを目指して第2期として平成28年度から更新施設が稼働している。

### 施設の概要

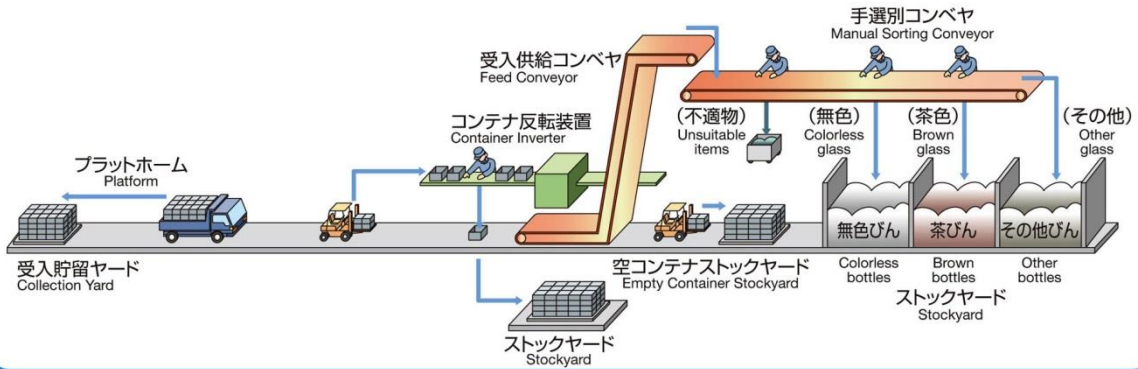
	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ
処理能力	525t/日 〔全連続燃焼式ストーカ炉〕	134t/日 〔不燃ごみ類系統 53t/日〕 〔資源物系統 81t/日〕



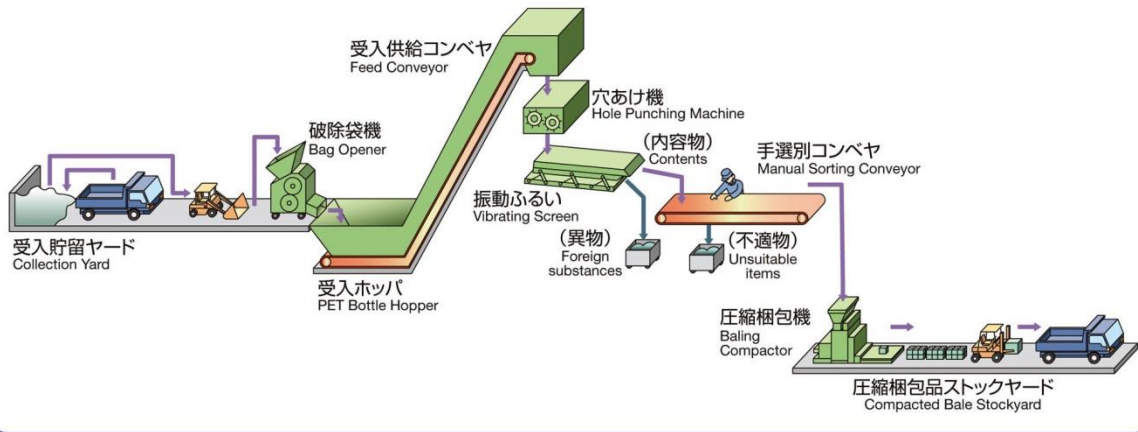
# リサイクルプラザの処理フロー



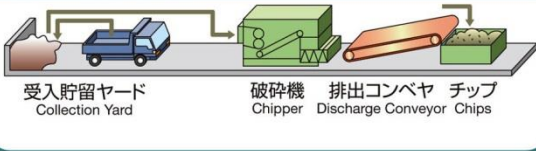
## びん類系統 Bottle Process



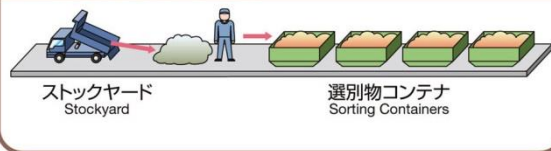
## ペットボトル系統 PET bottle system



## 剪定枝系統 Processing of Tree Trimmings



## 古紙・古布系統 Processing of Paper and Textiles



## 事業の実施時期

実施項目		年 度													
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
建設 工事	リサイクルプラザ				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
	新ごみ焼却施設													■	▶
環境 影響 評価	計画	■													
	現況調査		■												
	予測・評価			■											
事後 調査	計画													■	
	現況調査												■	■	
	評価													■	■

#### 4. 事後調査の内容

事後調査を行った環境項目は、大気質、騒音、振動、交通（騒音・振動・交通量）、悪臭、景観及び衛生害虫の7項目である。

環境項目	環境影響要因	調査項目	頻度等	地点等
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・降下ばいじん・塩化水素・水銀・浮遊粉じん・ダイオキシン類・有害大気汚染物質・アスベスト	通年、四季等	敷地境界、一般環境及び道路沿道
	搬出入車両の走行	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・ベンゼン		
環境騒音振動	施設の稼働	工場騒音・振動	平日1日	敷地境界及び一般環境
道路交通	搬出入車両の走行	交差点交通量		交差点
	搬出入車両の走行	道路交通騒音・振動・車種別交通量	道路沿道	
悪臭※	施設の稼働	特定悪臭物質濃度、臭気指数・臭気強度	梅雨期1回 夏季1回	敷地境界及び一般環境
	搬出入車両の走行			
景観	施設の存在	眺望状況（写真撮影）	1回	代表的な眺望地点
衛生害虫※	施設の稼働	ハエ目（ハエ類、カ類）の生息状況	1回	施設構内

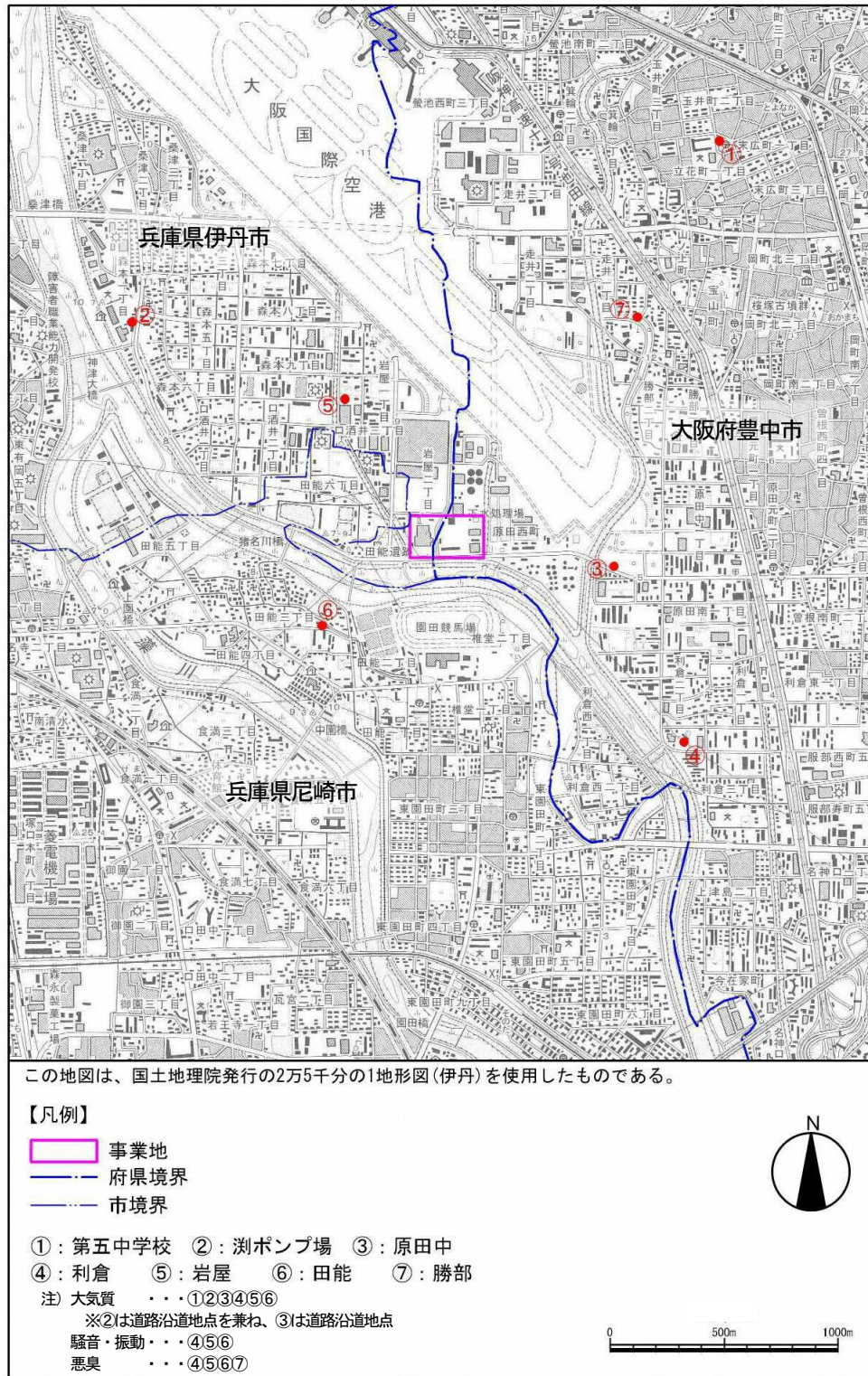
※悪臭および衛生害虫は「豊中市環境影響評価技術指針(平成26年4月)」に評価項目として定められていない。事後調査においては、豊中市伊丹市クリーンランドの事業特性を考慮し対象項目として選定した。

なお、土壌・地下水、文化財、環境負荷については、以下の理由により事後調査の対象項目に選定しなかった。

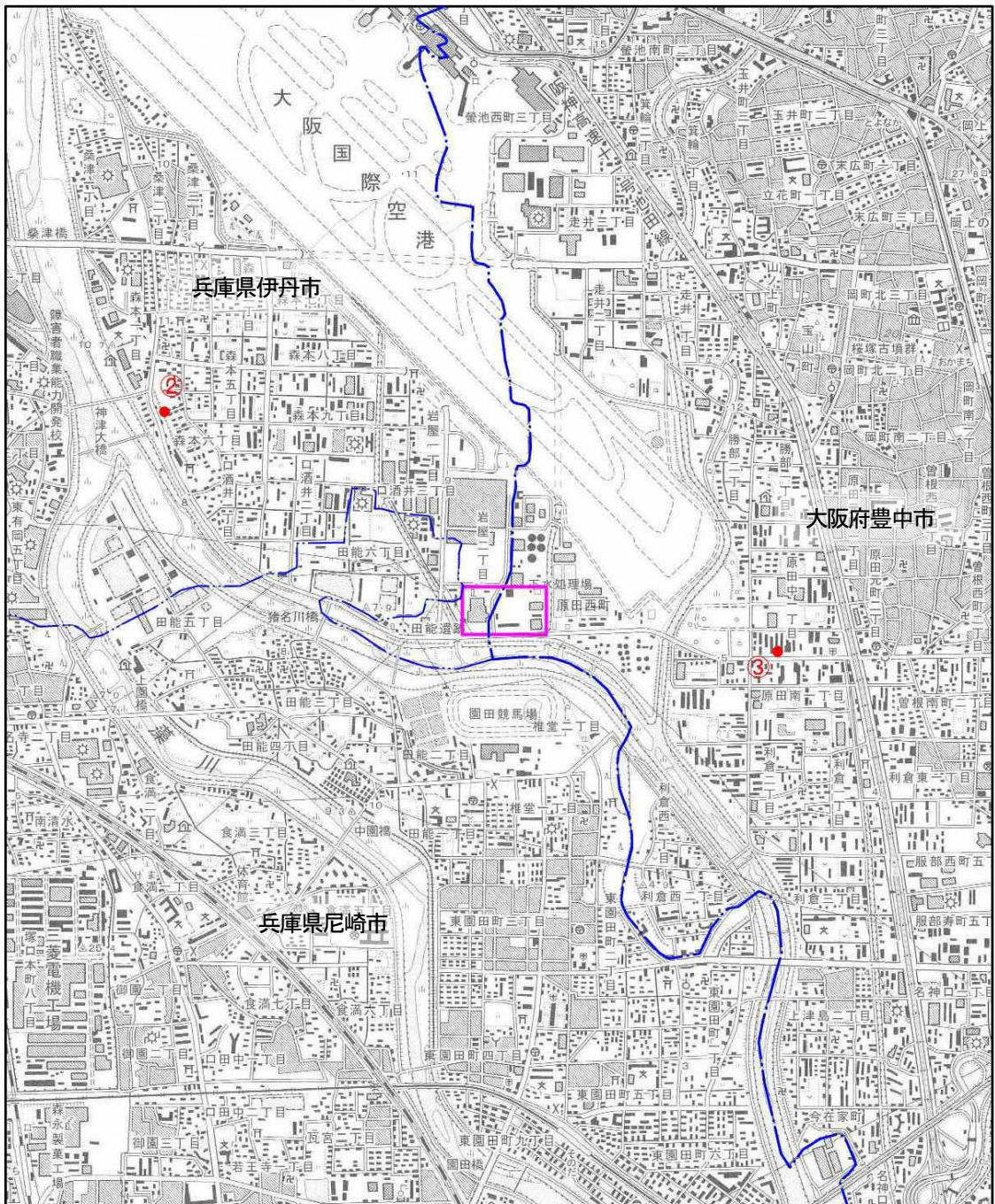
環境項目	選定しなかった理由
土壌・地下水	土壌汚染対策法に基づく調査が行われており、環境影響評価における予測の不確実性の程度は小さいと考えられること、ならびに環境保全対策が確実に履行されていることから、項目として選定しない。
文化財	建設工事時に関係機関と協議を行い、適切な措置が講じられているため、項目として選定しない。
環境負荷	事業計画に基づく予測を行っており、予測の不確実性の程度は小さいと考えられることから、項目として選定しない。

## 5. 事後調査結果

事業の実施後の環境影響を調査するため、主として下図および次頁の図に示した地点で大気質、悪臭、騒音・振動等の現況調査（現地調査）を実施した。



大気質、騒音・振動、悪臭の調査地点（一般環境）

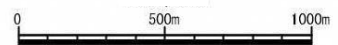


この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(伊丹)を使用したものである。

【凡例】

- 事業地
- 府県境界
- 市境界

- ② : 森本
- ③ : 原田中



騒音・振動の調査地点 (道路交通)



## 5.1 大気質

### (1) 現況調査

事業地の敷地境界および周辺地点において大気質の現況を把握するため現地調査を実施した。

二酸化硫黄、二酸化窒素および浮遊粒子状物質は、すべての調査地点で環境基準に適合していた。ダイオキシン類、塩化水素、水銀およびベンゼンについても、環境基準や指針値等を下回っていた。

### (2) 評価

大気質の事後調査結果について、以下に示す環境影響評価における評価の指針に照らして評価した。

#### 《評価の指針》

- ①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ②環境基準の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に定める規制基準に適合するものであること。

事後調査の結果、環境基準または指針値等を下回っており、且つ、環境影響調査時の現況調査結果（以下、「事前調査結果」という。）及び予測結果と比べ同程度または下回っていたことから、評価の指針を満足するものと考えられる。

## 5.2 環境騒音・振動

### (1) 現況調査

敷地境界6地点で施設騒音・振動を調査し、周辺地点において環境騒音・振動及び低周波音を調査した。

### (2) 評価

環境騒音・振動の事後調査結果について、以下に示す環境影響評価における評価の指針に照らして評価した。

#### 《評価の指針》

- ①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ②環境基準の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ③騒音規制法等に定める規制基準に適合するものであること。
- ④振動規制法等に定める規制基準に適合するものであること。

事後調査の結果、一般環境における騒音については概ね環境基準以下の結果が得られた。敷地境界における騒音については規制基準を上回る地点があるが、概ね事前調査結果及び予測結果の範疇であると判断される。低周波音については心身に係る苦情に関する参照値を下回っていることから環境保全上において影響を及ぼす程度ではないと考えられる。

一般環境における振動は、事前調査結果及び予測結果と比べ同じかもしくは下回っており、敷地境界では規制基準を下回っていることを確認した。

以上のことから、評価の指針を満足するものと考えられる。

### 5.3 道路交通騒音・振動・交通量

#### (1) 現況調査

森本と原田中で道路交通騒音・振動を調査した。また、曾根南町3丁目交差点および森本4丁目交差点にて交通量を調査した。

#### (2) 評価

道路交通騒音・振動および交通量の事後調査結果について、以下に示す環境影響評価における評価の指針に照らして評価した。

#### 《評価の指針》

交通の状況に著しい影響を及ぼさない水準に保たれていること。

事後調査の結果、道路交通騒音については環境基準を若干上回っていたが、概ね事前調査結果との乖離はなく、同程度もしくは下回っていることを確認した。

道路交通振動については、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を下回っていることを確認した。

また、交通量は交差点飽和度が0.9以下であり、車線別混雑度が1以下であることから、交通の状況に影響はない水準に保たれている。

以上のことから、評価の指針を満足するものと考えられる。

### 5.4 悪臭

#### (1) 現況調査

事業地の敷地境界及び周辺地点において、悪臭の現況を把握するため現地調査を実施した。

敷地境界では、梅雨期はすべての地点で不検出であり、事前調査結果及び予測結果より下回っていた。夏期はすべての地点でアンモニアのみ検出されたが0.1ppmと低く、事前調査結果及び予測結果と同程度であった。

周辺地点では梅雨期・夏期においてアンモニアのみ検出されたが、検出値は0.1ppmと僅かであり、事前調査結果及び予測結果と同程度であった。

## (2) 評価

悪臭の事後調査結果について、以下に示す環境影響評価における評価の指針に照らして評価した。

### 《評価の指針》

- ①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ②国又は大阪府並びに兵庫県、豊中市及び伊丹市が定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ③悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。

事後調査の結果、規制基準を下回っていることから、評価の指針を満足するものと考えられる。

## 5.5 景観

### (1) 現況調査

事業地が視認できる場所で訪れる人が多い3地点を選定し、事業地を望む景観写真を撮影して景観特性を調査した。



### (2) 評価

景観の事後調査結果について、以下に示す環境影響評価における評価の指針に照らして評価した。

### 《評価の指針》

周辺景観との調和を著しく損なわない水準（屋根及び壁面の色彩並びにその形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと）になっていること。

事後調査の結果、本事業が施設の建替事業であることもあって、事業実施前の景観と現在の景観の変化の程度は大きくなく、また、敷地内緑化が施され、景観形成に十分な配慮がなされたものであることから、周辺景観との調和は保たれており、評価の指針を満足するものと考えられる。

## 5.6 衛生害虫

### (1) 現況調査

事業地における衛生害虫であるハエ目（ハエ類、カ類）の生息状況を把握するため、現施設敷地内で現地調査を実施した。

- ・ハエ目の種構成は人為的な攪乱のみられる草地環境に普通に出現する種が大半を占めていた。
- ・事前調査結果と比較して事業地内のハエ類・カ類の種数や生息個体数に大きな変化は認められなかった。
- ・事業地内が周辺地と比較して特別にハエ類・カ類が多いということではないと考えられる。

### (2) 評価

衛生害虫の事後調査結果について、以下に示す環境影響評価における評価の指針に照らして評価した。

#### 《評価の指針》

衛生害虫の発生防止について、十分な配慮がなされていること。

事後調査の結果、事前調査と比べ大きな変化は認められず、施設の稼働が原因となってハエ・カ類が発生している状況にはないことから、評価の指針を満足するものと考えられる。

## 6. 考察・まとめ

今般実施した事後調査によって、環境影響評価時の結果と比較して施設の影響の有無を検討したが、施設の稼働による影響は少ないものと判断できる。

今後、更なる環境保全管理を徹底して事業を運営していくことから、環境を適正な水準に維持することが可能である。

## 7. 委託者の氏名及び住所

名 称 : 帝人エコ・サイエンス株式会社 関西事業所  
代表者の氏名 : 所長 奈良崎 浩美  
主たる事務所の所在地 : 大阪府茨木市南目垣一丁目4番1号

以上